

○総務省告示第九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九第三項第四号及び別表第二号第 33 の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第八十三号（二二一 GHz 帯、一二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十五日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

「一・二」略

三 「略」

「1～3」略

4 送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力

次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

区 別		等価等方輻射電力（ミリワットを〇デシベルとする。）
主輻射の方向からの離角（θ）		
二二〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの	「略」	「略」
	「略」	「略」
	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」

備考 表中の「 」の記載は注記である。

改 正 前

「一・二」同上

三 「同上」

「1～3」同上

4 「同上」

区 別		等価等方輻射電力（ミリワットを〇デシベルとする。）
主輻射の方向からの離角（θ）		
二二〇MHz帯又は	「同上」	「同上」
二六〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」